# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	南島原市 申告受付システム 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、申告受付システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

南島原市長

#### 公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	申告受付関係業務							
②事務の概要	(確定申告の受付、確定申告書等の管理、税額算定、住民税の賦課、徴収) 確定申告の受け付けに伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課・徴収を行う。							
③システムの名称	申告受付システム 統合宛名システム							
2. 特定個人情報ファイル:	2. 特定個人情報ファイル名							
当初資料ファイル								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24							
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢>							
②法令上の根拠								
5. 評価実施機関における	担当部署							
①部署	市民生活部税務課							
②所属長の役職名	税務課長							
6. 他の評価実施機関								
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求							
請求先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 <b>召</b> 0957(73)6621 市民生活部税務課 <b>召</b> 0957(73)6642							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 市民生活部税務課 <b>☎</b> 0957(73)6642							
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した							
適用した理由								

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

#### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 ] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び は全項目評価書において、リスク	全項目評価書			
C1いている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間(またのない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット「	フークシステムを通じた	-提供を除く。) [ O	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	1	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ		[ C	) ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[	]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照合を行うことを厳守している。また、申告受付事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・報告書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申告書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄					
9. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ O ] 内部	部監査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる	6対策	[	]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) <sup>4</sup> <選択服 1) 2) 3) 7 4) 5 5) 7 6) 1 8) 9	特定個人情報の漏えい 支> 目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	ハ・滅失・毀損! れるリスクへの 事務にに使用さいで使用さいでは で使用等のリスクで いるシステムを通じ システムを選しい、 いい滅失・毀損!	リスクへの対策 ]  の対策  ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 れるリスクへの対策  クへの対策  への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  にて目的外の入手が行われるリスクへの対策  に不正な提供が行われるリスクへの対策  リスクへの対策		
最も優先度が高いと考えられ	[ 8) <sup>4</sup> <選択服 1) 2) 3) 7 4) 5 5) 7 6) 4 8) 9	特定個人情報の漏えい 支> 目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によってたる不正な 委託先における不正な 行報提供ネットワークは 情報提供ネットワークは 特定個人情報の漏えい 従業者に対する教育・ 十分である	ハ・滅失・毀損! れるリスクへの 事務にに使のスの で使用るリスを でかれテムなを システ失・毀損! 啓発	リスクへの対策 ]  が対策 ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 れるリスクへの対策 クへの対策 への対策 への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) にて目的外の入手が行われるリスクへの対策 にて不正な提供が行われるリスクへの対策		

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			3		